

令和健康科学大学教員等選考規程

(趣旨)

第1条 令和健康科学大学において教員等の選考を行うにあたり、手続き等を定めるものである。

2 本規程において、教員とは、教授、准教授、講師及び助教をいう。

(大学運営会議)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大学運営会議において、第3条に掲げる内容を審議する。

- (1) 学部長から、学部専任教員の選考に関する申し出があったとき。
- (2) 学長が、教員選考の必要があると認めたとき。

(審議事項)

第3条 大学運営会議は、次の事項について審議する。

- (1) 教員選考の方法に関すること。
- (2) 教員選考委員会に関すること。
- (3) 教員選考基準に関すること。
- (4) 教員選考の結果に関すること。

(採用手続き)

第4条 学長は、教員選考について大学運営会議に諮ったうえで、採用の可否を決定する。

(教員以外の者の選考)

第5条 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の選考については、第2条、第3条、及び第4条を準用する。

2 助手の選考にあつては、学部長は学長に必要理由、選考過程及び選考結果の報告を行い、学長は、大学運営会議に諮ったうえで採用の可否を決定する。

(雑則)

第6条 この規程の他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月10日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年7月20日から、改正施行する。
2. 教員選考規程の特例に関する申し合わせは、廃止する。